

公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会規程

平成 2 1 年 9 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 136 号

(設置および趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 将来構想に関する事項
- (2) 中期目標および中期計画に関する事項
- (3) 教育・研究組織の再編に関する事項
- (4) 教育目標に関する事項
- (5) キャンパスの将来計画に関する事項
- (6) 高等専門学校の開設準備に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤である理事
- (4) 研究院長
- (5) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、理事長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(小委員会)

第 6 条 委員会に、第 2 条に定める事項を円滑に実施するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、第2条第1号から第4号に掲げる事項については事務局経営企画課において、第5号に掲げる事項については事務局財務課において、また、第6号に掲げる事項については事務局高等専門学校開設準備室において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第8条関係)

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第8条関係)

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学全学教育構想委員会規程は、廃止する。

付 則

この規程は、令和4年6月14日から施行する。(第2条、第8条関係)

付 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。